

自主点検

毒物劇物製造業・輸入業自主点検チェックリスト

点検年月日 ____年__月__日

点検者(所属) _____

(氏名) _____

目次

取扱責任者

登録

毒物劇物の取扱い

表示

家庭用品

譲渡手続

情報の提供

交付の制限

廃棄

着色

事故の際の措置

運搬貯蔵等の基準

< 参考 > 盗難等防止規定

< 参考 > 危害防止規定

記載上の注意

< 参考 > 法令等の抜粋

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
取 扱 責 任 者	1. 毒物劇物取扱責任者の業務			
	専任の毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物を適正に管理させ、保健衛生上の危害の防止に当たらせているか。	法第7条第1項	適・否	
	(毒物劇物取扱責任者が不在の場合) 危害防止規定に定められた毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制に基づき管理がなされているか。	平成11年8月27日付、医薬安第103号、 医薬監第93号 厚生省 医薬安全局安全対策課長 ・監視指導課長通知	適・否	
登 録	1. 登録に関する事項			
	登録の期限を過ぎていないか。	法第3条第1項 " 第2項 法第4条第4項	適・否	
	登録されている品目以外の品目を製造(輸入)していないか。	法第9条第1項	適・否	
	次の事項を変更した場合、届出をしているか。 毒物劇物取扱責任者 営業者の氏名、住所 製造、貯蔵、運搬設備の重要な部分 製造所又は営業所の名称 登録に係る毒物劇物の品目(当該品目の製造又は輸入を廃止した場合)	法第7条第3項 法第10条第1項	適・否	
	2. 製造作業場所の基準(製造業のみ)			
	コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造で、毒物劇物が外部に飛散等するおそれのない構造であるか。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第1号)	適・否	
	毒物劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水を処理するための設備又は器具を備えているか。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第1号)	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
登 録	3 . 貯蔵設備の基準			
	毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものであること。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第2号) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
	貯蔵するタンク、容器は毒物劇物が外部に飛散等するおそれのない構造であるか。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第2号)	適・否	
	貯水池その他容器を用いなくて貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散等するおそれのないものであるか。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第2号)	適・否	
	貯蔵場所にかぎをかける設備があるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第2号) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
	性質上かぎをかけることができないものである場合はその周囲に堅固なさくがあるか。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第2号)	適・否	
	貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。	昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
4 . 陳列場所の基準				
陳列場所にはかぎをかける設備があるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。	法第5条 (規則第4条の4 第1項第3号) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否		

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
	貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。	昭和52年3月26日付、薬発第313号厚生省薬務局長通知		
	5. 運搬用具の基準			
	運搬用具は毒物劇物が飛散等するおそれのないものであるか。	法第5条 (規則第4条の4第1項第4号)	適・否	
	1. 盗難・紛失の防止措置			
毒 物 劇 物 の 取 扱 い	毒物劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第1項	適・否	
	盗難等防止規定を作成しているか。 (規定に盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	盗難等防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	"	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者に講じさせているか。	"	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
	2. 流出等の防止措置			
	毒物劇物等が製造所・営業所外へ飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第2項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定に盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	"	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
毒 物 劇 物 の 取 扱 い	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵設備から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者に講じさせているか。	"	適・否	
	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵設備から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
	3. 運搬用具等からの流出等の防止措置(毒物劇物等を製造所・営業所外で運搬する場合)			
	毒物劇物等が飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第3項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定に盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	"	適・否	
	運搬車両にイエローカードを備えているか。	"	適・否	
	(運搬を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が運搬用具から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者に講じさせているか。	"	適・否	
	(運搬を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が運搬用具から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
	4. 飲食物の容器の使用禁止			
毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用していないか。	法第11条第4項	適・否		

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
表	1. 容器・被包の表示			
	容器及び被包の表示はよいか。 毒物にあつては赤地に白文字で「医薬用外毒物」、 劇物にあつては白地に赤文字で「医薬用外劇物」、 毒物劇物の名称、成分、含量 施行規則で指定する毒物劇物にあつては施行規則で 定める解毒剤の名称 製造業者・輸入業者の氏名・住所 劇物たる家庭用品にあつては施行規則で定める表示	法第12条第1項 法第12条第2項	適・否	
示	2. 貯蔵・陳列場所の表示			
	貯蔵・陳列場所の表示はよいか。 毒物の貯蔵・陳列場所にあつては「医薬用外毒物」、 劇物の貯蔵・陳列場所にあつては「医薬用外劇物」	法第12条第3項	適・否	
	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、貯蔵場所の適正な表示を受託者に行わせて いるか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、貯蔵場所の表示を受託者が適正に行ってい ることを実際に確認しているか。	"	適・否	
家庭用品	1. 劇物たる家庭用品			
	(劇物たる家庭用品の場合) 施行令別表第1に定める基準に適合しているか。	法第13条の2	適・否	
譲 渡 手 続	1. 譲渡手続			
	譲渡帳簿の記載はよいか。 毒物劇物の名称及び数量 販売・授与の年月日 譲受人の氏名・職業及び住所	法第14条第1項	適・否	
	書面を5年間保存しているか。	法第14条第4項	適・否	
	販売・授与を行った相手の毒物劇物営業者登録の有無 を登録票等により確認し記録しているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
	(販売業を併せて営んでいない場合) 他の毒物劇物営業者以外の者への販売・授与を行っていないか。	法第3条第3項	適・否	
情報 の 提 供	1. 情報の提供			
	毒物劇物を販売授与するときは、譲受人に対し、毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しているか。	令40条の9	適・否	
交 付 の 制 限	1. 交付の制限			
	毒物劇物を次の者に交付していないか。 18歳未満の者 精神機能の障害により毒物劇物による保健衛生上の 危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認 知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない 者 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	法第15条第1項	適・否	
	2. 発火性、爆発性のある毒物劇物の交付手続			
	施行令第32条の3に定める物の交付に際して、身分 証明書、運転免許証等により交付を受ける者の氏名及 び住所を確認しているか。	法第15条第2項	適・否	
	施行令第32条の3に定める物の交付に際してその名 称、交付の年月日、交付を受けた者の氏名及び住所を 帳簿に記載しているか。	法第15条第3項	適・否	
	帳簿を5年間保存しているか。	法第15条第4項	適・否	
廃 棄	1. 廃棄			
	施行令第40条に定める基準に基づき行っているか。	法第15条の2	適・否	
	(廃棄の方法に関する基準が定められている場合) 当該基準に従っているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
廃 棄	不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物は速やかに廃棄しているか。	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	廃棄の内容について記録しているか。	〃	適・否	
着 色	1. 着色			
	(施行令第39条に定める劇物を農業用に販売する場合) 施行規則第12条で定める着色方法により着色しているか。	法第13条	適・否	
事 故 の 際 の 措 置	1. 流出等発生時の届出及び応急措置			
	毒物劇物等が飛散等した場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関へ届出を行うとともに、危害防止の応急措置を講じているか。	法第16条の2第1項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定に盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	〃	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせているか。	〃	適・否	
(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合に、「危害防止規定」に基づき、受託者が危害防止のための応急措置、設備の改善を講じ、必要な届出、委託者への報告を行っていることを実際に確認しているか。	〃	適・否		

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
事 故 の 際 の 措 置	2. 盗難・紛失発生時の警察への届出			
	毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ているか。	法第16条の2 第2項	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせているか。	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合に、「盗難等防止規定」に基づき、受託者が必要な届出、委託者への報告を行い、設備の改善を講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
運 搬 貯 蔵 等 の 基 準	1. すべての毒物劇物(数量制限なし)			
	容器又は被包に収納されているか。	法第16条 (令40条の3)	適・否	
	容器又は被包は密閉されているか。	"	適・否	
	容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されているか。	法第16条 (令40条の4)	適・否	
	容器又は被包が積載装置の長さ、幅を超えないように積載されているか。	"	適・否	
	2. すべての毒物劇物(1回の運搬量が1トン以上の場合)			
	容器又は被包の外部に毒物劇物の名称及び成分が表示されているか。	法第16条 (令40条の3)	適・否	
	(運搬を他に委託する場合) 荷送人の通知義務が遵守されているか。	法第16条 (令40条の6)	適・否	
	3. 令別表第2に掲げる毒物劇物(1回の運搬量が5トン以上の場合)			
	規則第13条の4に規定する標識が掲げられているか。	法第16条 (令40条の5)	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
運 搬 貯 蔵 等 の 基 準	防毒マスク、ゴム手袋等の厚生労働省令で定める保護具が2人以上備え付けられているか。	"	適・否	
	車両に毒物劇物の名称、成分、含量、応急措置の内容を記載した書面が備え付けられているか。	"	適・否	
	(一の運転手による連続運転時間が4時間を超える場合又は1日当たり9時間を超える場合) 交替運転手を同乗させているか。	"	適・否	
	5. 四アルキル鉛、無機シアン化合物及び弗化水素を含有する製剤の特則			
	四アルキル鉛の容器は基準に適合しているか。	法第16条 (令40条の2)	適・否	
	無機シアン化合物の容器は基準に適合しているか。	"	適・否	
	弗化水素の容器は基準に適合しているか。	"	適・否	
	四アルキル鉛の積載の態様は基準に適合しているか。	法第16条 (令40条の4)	適・否	
弗化水素の積載の態様は基準に適合しているか。	"	適・否		

< 参考 >

	確 認 項 目	結 果	備 考
盗 難 等 防 止 規 定	1. 盗難等防止規定<詳細項目>		
	盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
	(例) 貯蔵設備、陳列設備、運搬用具の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な在庫量の確認		
	盗難、紛失発生時の警察署への通報体制(保健所への連絡を含む)	適・否	
	貯蔵を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
	(例) 貯蔵設備の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な点検		
	運搬を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
(例) 運搬用具の管理方法 配送時の注意事項			
貯蔵、運搬を委託している場合の盗難、紛失発生時の警察署への通報体制 (保健所への連絡を含む)	適・否		

< 参考 >

	確 認 項 目	結 果	備 考
危 害 防 止 規 定	1. 危害防止規定<詳細項目>		
	毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の組織及び職務に関する事項	適・否	
	(例) 毒物劇物の管理体制 毒物劇物安全管理検討委員会の設置 毒物劇物安全管理検討委員長の職務 毒物劇物取扱責任者の職務 毒物劇物作業管理者の職務 毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制(代行者の指定等を含む)		

	確 認 項 目	結 果	備 考
危 害 防 止 規 定	毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項	適・否	
	(例) 原料の受入時、保管時及び出庫時の注意事項 中間製品の保管時及び出庫時の注意事項 製品の保管時及び出庫時の注意事項 作業時の注意事項 異常現象発生時の注意事項及び処理体制		
	毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項	適・否	
	(例) 製造設備、貯蔵設備等の点検及び注意事項(点検方法、点検頻度及び点検箇所等) 運搬の際の積載前、積載中、積載後の点検事項		
	毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項	適・否	
	事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項	適・否	
	(例) 通常勤務時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 休日、夜間時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 運搬中の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 貯蔵、運搬を受託者に委託する場合の事故時の通報、連絡体制及び応急措置 必要な資機材の確保等		
	毒物劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、 事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項	適・否	
	(例) 教育、訓練(計画、内容、実施方法等) 受託者に対する教育、訓練(計画、内容、実施方法等)		
	その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項	適・否	